第１０４回　姫路市農業委員会総会議事録

開催日時　　令和８年（2026年）１月２３日（金）　午後２時２０分から午後３時２０分
開催場所　　姫路市役所　本館１０階　大会議室

農業委員の出欠状況及び署名委員

議席番号	氏　　名	出　欠	署名委員	備　　考
1	後　藤　明　彦	出席		
2	小　林　　隆	出席		
3	森　下　光　春	欠席		
4	大　西　正　紀	出席		
5	岡　本　富　博	出席		
6	船　引　政　則	出席		
7	嘉ノ海　敏　明	出席	○	
8	青　田　俊　則	出席	○	
9	沼　田　靜　雄	出席		
10	嶋　田　秀　文	出席		
11	飯　塚　祐　樹	出席		
12	竹　内　己　良	出席		
13	橋　本　静　枝	出席		
14	小　林　弘　行	出席		
15	吉　田　勝　博	出席		
16	竹　内　光　明	出席		
17	福　永　信　幸	出席		会長職務代理者
18	青　田　　誠	出席		会長職務代理者
19	田　靡　仁　志	出席		会長

その他の出席者　　０名

農業委員会事務局職員　　３名

議事内容

議案第１号　　農地確認及び非農地確認について
議案第２号　　農地法第３条の規定による許可申請について
議案第３号　　農地法施行規則第２９条第１号の確認について
議案第４号　　農地法第５条の規定による許可申請について
議案第５号　　農地転用許可条件の変更承認申請について
議案第６号　　農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第３項及び第４項による農用地利用集積等促進計画作成における農業委員会からの意見聴取について
報告第１号　　農地法第３条の規定による許可申請等に係る聞き取り調査について
報告第２号　　農地法第４条の規定による届出の専決について
報告第３号　　農地法第５条の規定による届出の専決について
報告第４号　　合意による解約等の通知について
報告第５号　　県許可案件の許可状況について
報告第６号　　農業経営改善計画（認定農業者）の認定について

（令和８年１月２３日　午後２時２０分）

議　　長　　只今から、第１０４回総会を開催致します。

【　議　長　挨　拶　】

現在の出席者数は、農業委員１９名中１８名の出席で過半数に達しており、会議は成立しております。
なお、森下光春委員から欠席の連絡を頂いております。
それでは、議案審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を議長より指名させていただいてよろしいでしょうか。

各 委 員　　異議なし。

議　　長　　異議なしの声を得ましたので、本日の議事録署名委員を嘉ノ海敏明委員と青田俊則委員にお願いいたします。
それでは、これより議案審議に入ります。いずれも慎重審議をよろしくお願いします。
議案第１号「農地確認及び非農地確認」について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局　　議案第１号（Ｐ１～Ｐ２）を説明する。
〔農地確認及び非農地確認について〕

この度は、農地確認の申請が１件、非農地確認の申請が８件提出されております。
まず、農地確認です。
広畑区小松町の田□□□□□□につきまして、「□□□□□□□□□□５条受理を受けたが、計画が変更になり、引き続き農地として利用している」との申請です。現況は「田」となっております。
担当委員から「適当である」との意見を頂いております。中南部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。
続きまして、非農地確認です。

１番です。
家島町坊勢の畑２筆□□□□□につきまして、「平成１６年以前から原野となっている」との申請です。登記地目は原野ですが、課税地目が畑であり、農家台帳に登載があることから、確認願が提出されております。
２番です。
家島町坊勢の畑□□□□につきまして、「平成１６年以前から原野となっている」との申請です。
３番です。
家島町坊勢の畑□□□□につきまして、「平成１６年以前から原野となっている」との申請です。
４番です。
家島町坊勢の畑２筆□□□□につきまして、「平成１６年以前から原野となっている」との申請です。
５番です。
家島町坊勢の畑□□□□につきまして、「平成１６年以前から原野となっている」との申請です。
６番です。
書写の田□□□につきまして、「平成３年以前より農道として利用している」との申請です。
７番です。
林田町奥佐見の畑２筆□□□□□につきまして、「平成３年以前より山林となっている」との申請です。
８番です。
夢前町寺の田、畑２筆□□□□□につきまして、「平成１６年以前より住宅敷地の一部として利用している」との申請です。
現況は、いずれも申請どおりの内容となっており、各担当委員から「適当である」との意見を頂いております。中南部地区及び北西部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。
以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議　　長　有難うございます。
只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問、その他補足事項はございませんか。

委　　員　農地確認の案件について、現地を確認しました。
相当の雑草が密集して繁茂しており、雑木こそまだ生えていないものの、近隣住民への迷惑が気になります。私から、申請人に対し草刈りを行うよう話をしておきました。もっとも、費用が掛かるとか言っていたので、どうなるかわかりませんが。

事 務 局　事務局も１４日に現地を確認しました。委員が報告されたとおり、雑草が繁茂している状態を確認しました。事務局で受付時に一度草刈りするよう言っていたのですが、農地確認の承認をいただきましたら、確認書の交付時に、口頭にて草刈り指導を再度行います。また、その後改善がみられなければ、文書にて遊休農地指導を行います。

議　　長　その他、何かご質問等ございますか。

各 委 員　・・・。

議　　長　特にないようですので、承認とすることでよろしいでしょうか。

各 委 員　異議なし。

議　　長　「異議なし」の声を得ましたので、承認と致します。
　次に、議案第２号「農地法第３条の規定による許可申請」について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局　〔農地法第３条の規定による許可申請について〕
　議案第２号（Ｐ２～Ｐ５）を説明する。

　農地法第３条の規定による許可申請について、この度は、１９件の申請が提出されております。参考資料（３条）もあわせてご覧ください。
　所有権の移転が１８件、使用貸借権の設定が１件で、市街化区域の案件が３番と４番である外は、いずれも調整区域または都市計画区域外の案件となっております。申請地は、１３番、１４番のうち２筆、１６番、１８番が「貸付地」である外はいずれも譲渡人・貸人の「自作地」で、譲受人・借人は１２番から１４番が「法人」であるほかはいずれも「個人」となっております。「農地取得後の全部耕作・常時従事」につきましては、いずれの案件も申請地等に無断転用地等は確認されておらず、申請地の耕作に必要な機械及び従事者等を確保されております。「通作距離」につきましては、いずれも１５㎞以内となっております。「周辺の農地等の農業上の利用に及ぼす影響及び措置」につきましては、いずれの案件も「周辺の農業と同様の農業を行うので、特に影響はない」ものとの申請となっております。
　それでは、案件毎に申請の概要をご説明いたします。案件の説明に当たりまして、農業委員会等に関する法律第３１条の規定により、「自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」こととされております。１２番から１４番が□□□□□関係で□□□□の案件となっておりますので、まず、その外の案件からご審議をお願いいたします。
　１番と２番につきましては、現在耕作面積が０㎡の新規農家の方の案件です。どちらも営農計画書が添付されております。
　１番です。
　豊富町豊富の田□□□□につきまして、豊富町豊富の□□□□□□が、□□□□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。作付作物は「露地野菜」となっております。申請地に設置されている農業用倉庫については、引き続き使用するとして則２９条確認願が同時に提出されています。農業を始めることとなった動機としましては、□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□とのことです。
　なおこの案件、現在耕作面積が０㎡ですが、北東部地区農政協議会では「耕作面積が小さいため、新規農家の聞き取り調査は必要なし」との意見となっております。
　２番です。
　豊富町神谷の田□□□□につきまして、豊富町神谷の□□□□□□が、□□□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。作付作物は「露地野菜」となっております。農業を始めることとなった動機としましては、□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□とのことです。
　なおこの案件、現在耕作面積が０㎡ですが、北東部地区農政協議会では「耕作面積が小さく、営農実績があるため、新規農家の聞き取り調査は必要なし」との意見となっております。
　３番から１８番につきましては、既に耕作面積がある方の案件です。
　３番です。
　余部区上余部の田□□□□につきまして、余部区上余部の□□□□□□が、□□□□□から「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□になる予定です。作付作物は「露地野菜」となっております。営農計画書が参考として添付されています。
　４番です。

飾磨区妻鹿の畑□□□□につきまして、飾磨区妻鹿の□□□□□□が、□□□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□□になる予定です。作付作物は「露地野菜」となっております。

５番です。

勝原区朝日谷の田□□□□□につきまして、勝原区朝日谷の□□□□□□が、□□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□□になる予定です。作付作物は「白菜、きゅうり等」となっております。

６番です。

林田町林谷の田２筆□□□□□□□につきまして、林田町林谷の□□□□□□が、□□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□□になる予定です。作付作物は「大豆」となっております。

７番です。

相野の田□□□□につきまして、西脇の□□□□□□が、□□□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□になる予定です。作付作物は「果樹」となっております。

８番から１０番です。

尼崎市の□□□□□□が、書写の田３筆□□□□□□□につきまして、□□□□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。譲受人の住所は尼崎市ですが、実法寺を拠点として営農するとのことで、営農計画書が添付されております。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□□になる予定です。作付作物は「季節野菜」となっております。

１１番です。

夢前町護持の田２筆□□□□□□□につきまして、夢前町護持の□□□□□□が、□□□□□□から「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□になる予定です。作付作物は「水稲、露地野菜」となっております。

１５番です。

香寺町相坂の田□□□□につきまして、香寺町行重の□□□□□□が、□□□□□□□から「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。設定されている中間管理事業につきましては、現在解約手続き中で、１年以内に解約されることが確実となっています。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□□になる予定です。作付作物は「水稲」となっております。

１６番です。

豊富町御蔭の田４筆□□□□□□□につきまして、豊富町御蔭の□□□□□□が、□□□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。申請地は譲受人が耕作しており、許可後の耕作面積に変動はありません。作付作物は「水稲、野菜」となっております。

１７番です。

飾東町志吹の田□□□□につきまして、飾東町志吹の□□□□□□が、□□□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□□になる予定です。作付作物は「露地野菜」となっております。

１８番につきましては、農地に設定された利用権が終期を迎えたことからの切り替え更新手続き分の案件となっております。現在の借人が引き続き借り受けて耕作されるものとの申請となっており、使用貸借権の設定となっております。許可後の耕作面積に変動はありません。

１９番です。現在耕作面積が０㎡の新規農家の方で、こちらは１２月にご審議いただきましたが、保留となっている案件です。

船津町の田２筆□□□□□につきまして、元塩町の□□□□□□が、□□□□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。作付作物は「バニラ」と

なっております。農業を始めることとなった動機としましては、□□□

ており、完全閉鎖型で、昆虫ではなく送風により受粉させる品種を使用しているとのことで、時期的に今は端境期で、冬の分は終わり、４月５月の収穫に向けて生育中の状態でした。この様子から、船津でのイチゴ栽培や今回のバニラ栽培に向けても、営業の方の指示を守り、まじめに取り組まれているものと思います。しかしながら、月１万円の暖房費で足りるとの見積もりについては、見通しが甘いのではないかとの懸念がやはり残ります。先ほどの委員の報告どおり、その熱意に間違いはなく、まじめに取り組まれているものと私も思いますが、とはいえ、暖房費の見積もりに対する懸念は看過すべきではなく、意見として、その指摘は口頭だけではなく書面として伝えておくべき必要はあるのではないかと考えます。以上です。

議　　長　　有難うございます。
この案件について、なにか、ご意見等ありますでしょうか。

委　　員　　バニラの栽培は、全国的にどれくらいあるものですか。

事 務 局　　ラン科の仲間になりますので、ランは市内にも１か所あったと思いますが、栽培はランよりもさらに難しくなりますが、バニラは「熱帯の安定した高温多湿」を好むということもあり、インターネットで調べてみると九州、沖縄、長崎、北海道にもあったりもするようですが、十数か所ぐらいかと思います。

委　　員　　こういう寒いところは少ない？

事 務 局　　温度的にはぎりぎりかと思います。気温により暖房費がかさむことになり、例を見ていますと、数十万とか、百万ぐらいかかったりしているところもあるようです。常時温暖に保つ必要がありますので。２，３年後にやってくる受粉の際には、人の手による人工授粉を行う必要があり、そのころには人手の用意の問題がでてくるでしょう。

議　　長　　事務局長から暖房費の見積もりに対する懸念も示されました。ほかに、何か質問、ご意見等ございますか。

各 委 員　　・・・

議　　長　　ご意見も出尽くしたようなので、それでは、総会規定に基づき、採決します。１９番の案件について、許可相当と判断される方は挙手をお願いします。

各 委 員　　（全員挙手）

議　　長　　全員の挙手をいただきましたので、許可相当といたします。ただし、許可の条件ではありませんが、懸念の点について、農業委員会からの意見を付すこととします。
次に、他の案件についても、審議を進めていきたいと思います。１２番から１４番以外の案件について、ご意見、ご質問、その他補足事項等はございませんか。

各 委 員　　・・・。

議　　長　　特にない様ですので、それでは次に、新規農家の聞き取り調査についてですが、事務局からの説明もありましたが地区協議会の意見では、１番、２番については必要なし、との意見でしたが、こちらについてなにかご意見等ありますでしょうか。

各 委 員　・・・。

議　　長　特にない様ですので、それでは、総会規定に基づき、採決します。いずれも許可相当と判断される方は挙手をお願いします。

各 委 員　（全員挙手）

議　　長　全員の挙手をいただきましたので、いずれについても許可相当といたします。
また、１番と２番について、新規農家の聞き取り調査は省略することとします。

［□□□□関係の案件］

議　　長　それでは、□□□□、ご退室をお願いします。

【□□□□　退室】

事 務 局　それでは、１２番から１４番についてご説明いたします。
農地所有適格法人の要件を満たす□□□□□□□□□□が、香寺町矢田部の田□□□□、中寺の田□□□□□□、相坂の田３筆□□□□□□□につきまして、□□□□□□□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。営農計画書も添付されています。申請地の内３筆について、すでに譲受人が耕作をされています。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□□□□□になる予定です。作付作物は「水稲、小麦、大豆、小豆、玉葱」となっております。
北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点はでておりません。
以上、どうぞよろしくご審議お願いいたします。

議　　長　只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各 委 員　・・・。

議　　長　それでは、総会規定に基づき、採決します。許可相当と判断される方は挙手をお願いします。

各 委 員　（全員挙手）

議　　長　全員の挙手をいただきましたので、許可相当といたします。

【□□□□　入室】

議　　長　□□□□の案件は許可となりましたので報告します。
続きまして、議案第３号「農地法施行規則第２９条第１号の確認」について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局　議案第３号（Ｐ６）を説明する。

〔農地法施行規則第２９条第１号の確認について〕
農地法施行規則第２９条第１号の確認について、ご説明いたします。２００㎡未満の農地を農業用倉庫などの農業用施設用地に利用する場合は、農地法第４条の規定による県知事の転用許可は不要となっていますが、これに該当することの確認願として１件提出されております。参考資料（則２９条転用）もあわせてご覧ください。
調整区域の豊富町豊富の田の一部□□□□□□につきまして、「農業用倉庫として利用したい」との確認申請です。現況はすでに「農業用倉庫」が建って

おります。「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、転用目的に照らして汚水の排水等は認められないことから、周辺農業への支障はないものと考えております。
　北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。
　以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議　　長　　有難うございました。
　事務局の説明その他について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各 委 員　　・・・。

議　　長　　特にないようですので、承認とすることでよろしいでしょうか。

各 委 員　　異議なし。

議　　長　　「異議なし」の声を得ましたので、承認と致します。
　それでは続きまして、議案第４号「農地法第５条の規定による許可申請」について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局　　議案第４号（Ｐ６）を説明する。
〔農地法第５条の規定による許可申請について〕

　農地法第５条の規定による許可申請について、この度は、３件の申請が提出されております。参考資料（５条転用）もあわせてご覧ください。
　１番が都市計画区域外の案件、２番と３番が調整区域の案件となっております。「代替地の有無」につきましてはいずれも「他に事業目的に適した代替地はない」となっており、「転用に必要な資力」につきましては、いずれも確保されております。「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、いずれも転用目的に照らして汚水の排水等は認められないことから、周辺農業への支障はないものと考えております。
　それでは案件ごとに、申請の概要をご説明いたします。
　１番です。
　夢前町新庄の田□□□につきまして、□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□が、「譲り受けて、進入路にしたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、住居等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模１０ｈａ未満の「第２種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、□□□となっております。「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、景観計画区域内の行為が届出済となっております。
　２番です。
　実法寺の田３筆□□□□□□□□につきまして、□□□□□□□が、「譲り受けて、露天資材置場、露天駐車場にしたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、街区の面積に占める宅地面積が４０％超の「第３種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

権で借り受けて、露天駐車場にしたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、住宅等が連たんの「第３種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□となっております。

いずれの案件も、北西部地区及び北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。本日の審議の結果を意見として、県に送付したいと考えております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議　　長　　有難うございました。

２番について、本日午前中に現地調査班が現地調査を実施しましたので、メンバーの委員から、現地調査の概要報告をお願いします。

委　　員　　□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

率の向上が期待される。さらにパネル１枚の出力が高くなったことで設置枚数を２２２枚に削減した。また、申請地に多くの段差があることが判明したことから、段差でパネルを設置できない場所にメンテナンススペースを移動させ、配置を変更する。」との計画となっております。この案件、すでに設備を設置済み、登記地目変更済みで、転用事業が完了しており、このことについて始末書が添付されております。

今回の変更申請に際し、改めての隣接農地所有者の同意書の添付がありませんが、改めての同意の押印がもらえない理由が、想定される付近の営農への支障や災害の発生のおそれとは無関係な理由によるものであるとして、代わりに疎明書が提出されております。疎明書を朗読いたします。

≪疎明書を朗読≫

□□□

事 務 局　土地の所有者は、今回権利の設定を受ける者で、土地所有者が、自分の土地を自らが借りる形となります。補助金の都合上のことと聞いています。

議　　長　ほかに、なにかございますか。

各 委 員　・・・。

議　　長　それでは、承認することでよろしいでしょうか。

各 委 員　異議なし。

議　　長　「異議なし」の声を得ましたので、承認致します。
次に、報告事項に入ります。
報告第１号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局　報告第１号（Ｐ８）を説明する。
〔農地法第３条の規定による許可申請等に係る聞き取り調査について〕

農地法第３条の規定による許可申請の決定に係る聞き取り調査について、１２月にご審議いただきました新規農家３件の聞き取り調査を、１月７日に実施していただきました。
当日は、いずれもご本人が来庁され、担当委員より、営農意欲、農機具等の状況、通作距離の確認、営農計画の聴取等、営農指導をいただきました。
１番と２番につきましては、誓約書も提出されましたので、同日付で許可書を交付しております。
３番につきましては、先ほど、議案第２号１９番にてご審議いただいたところです。
以上、よろしくお願いします。

議　　長　報告ありがとうございます。
それでは、１番と２番について、聞き取り調査メンバーの委員から発表をお願いします。

委　　員　□□□

ものとして、事務局長専決により受理書を交付しましたことをご報告いたします。

議　　長　　有り難うございます。ご意見ご質問等ありますか。

各 委 員　　・・・。

議　　長　　特にないようですので、確認といたします。
次に、報告第３号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局　　報告第３号（Ｐ１０～Ｐ１６）を説明する。
〔農地法第５条の規定による届出の専決について〕

市街化区域内農地の５条転用案件で、こちらも、１２月５日から１月８日の間に受け付けたもの３４件につきまして、法定要件を満たしており、特に問題がないものとして、事務局長専決により受理書を交付しましたことをご報告いたします。

議　　長　　有り難うございます。何かご質問等ございませんか。

各 委 員　　・・・。

議　　長　　ないようですので、確認とすることでお願いします。
次に報告第４号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局　　報告第４号（Ｐ１７～Ｐ１８）を説明する。
〔合意による解約等の通知について〕

合意による解約等の通知について、この度は、賃貸借契約の解約の通知が３件、使用貸借契約の解約の通知が２件ございました。このうち、利用権に該当するものは１件で、農地中間管理事業に該当するものは１件です。賃貸借契約の解約に伴う離作補償につきましては、いずれも「無償」となっております。
報告は、以上です。

議　　長　　有り難うございます。なにか、ご質問等ございませんか。

各 委 員　　・・・。

議　　長　　ないようですね。確認をお願いします。
次に報告第５号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局　　報告第５号（Ｐ１８）を説明する。
〔県許可案件の許可状況について〕

県許可案件の許可状況について、１月において１件に許可が下り、既に許可証を交付しておりますことを、ご報告いたします。

議　　長　　報告、有り難うございます。確認をお願いします。
次に報告第６号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局　　報告第６号（Ｐ１９）を説明する。
〔県農業経営改善計画（認定農業者）の認定について〕

説明に入ります前に資料の一部訂正をお願いいたします。「年間農業所得」に誤りがありまして、「現状」の「□□□□□□□」を「□□□□□□□」に修正をお願いいたします。また、「５年後の目標」の「□□□□□□□」を「□□□□□□□」に修正をお願いいたします。

案件は１件です。認定の継続申請になります。

船津町で施設野菜□□□□□の複合経営をされている□□□□□□□□につきまして、農業の経営拡大及び利益率の向上など、改善に向けた取り組みをされていることから、おおむね問題はなく、認定農業者として「おおむね適切である」と農業委員会から市長へ回答していました。

その結果として、令和７年１２月１７日付けで継続認定したと市長から農業委員会へ通知がありましたので、ご報告いたします。

報告は以上です。

議　　長　有り難うございます。なにか、ご質問等ございませんか。

委　　員　この会社で、全体でこの年間所得は、ずいぶん低いのではないかと思うのですが。

事務局　□□□□□で利益が出せず、所得が低くなっています。

委　　員　何人で経営されているのですか。

事務局　□□□□□□□□

議事録署名委員

（議　　長）　　田　靡　仁　志

（署名委員）　　嘉ノ海　敏　明

（署名委員）　　青　田　俊　則